## 変動型(平均型)最低制限価格制度(試行)の見直しについて

### 1 概要

令和3年1月4日施行で一部改正した「変動型(平均型)最低制限価格制度」の入札について、有効入札の多数が最低制限価格未満となるケースが一部に生じているため一部改正を行います。

# 2 制度改正の内容

現在の最低制限価格算出方法に加え、次の項目を適用し試行します。

- ① 対 象 <u>・一般競争入札の土木一式工事で、有効入札数6者以上の建設工事</u> (総合評価方式案件を除きます。)
- ② 算定式

- ※1 下限価格 = 予定価格 × 88%
- ※2 <u>中央値 = 下限価格以上で予定価格以下の有効入札を</u> 金額順に並べたときの中央の入札金額
  - ※ 有効入札数が奇数の場合は、中央の入札金額、偶数の場合は、中央の2件の入札金額の平均額とします。(1円未満端数切り上げ)
- ※ 現在の最低制限価格算出方法を廃止するものではなく、上記「①対象」に該当した場合に、上記「②算定式」を適用するもので、上記「①対象」に該当しない場合は、現 在の最低制限価格算出方法が適用されます。

### 3 適用年月日

令和4年3月1日(火曜日)以降に入札公告する建設工事

## 【 参 考 】 \_

現在の最低制限価格算出方法

- ① 対象 設計額130万円超の建設工事(総合評価方式案件を除きます。)
- ② 算定式

最低制限価格 = (下限価格※1 + 平均入札価格※2 ) ÷ 2 (1円未満端数切り上げ)

- ※1 下限価格 = 予定価格 × 88%
- 2 平均入札価格 = A ÷ B (1円未満端数切り上げ)
  - A 下限価格以上で予定価格以下の有効入札から 最高入札金額の札を除いた合計額
  - B 合計額の対象となった入札数
  - ※ 有効な入札が最高入札金額のみの場合は、 その額を平均入札価格とします。